

平成29年第2回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成29年 5月 2日 (火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成29年 5月25日 (木) 14時30分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成29年 5月25日 (木) 16時10分宣告
5. 出席議員
 

1番 松新俊典	6番 村上三三郎	11番 吉田雅紀
2番 並河孝成	7番 高松照佳	13番 米澤壽重
3番 西尾幸太郎	8番 池田賢治	14番 井尻義教
4番 中濱堯介	9番 安部大助	
5番 柏原広行	10番 平田文夫	
6. 欠席議員
 

12番 池田 一
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
 

広域連合長 池田 高世偉	介護保険課長 藤野 則子
副広域連合長 山内 道雄	島前病院事務部長 天草 巧
同 升谷 健	隠岐病院事務部長 齋藤 英典
同 平木 伴佳	同 総務課長 齋賀 光成
同 室崎 隆司	同 経営課長 西村 洋一(欠)
事務局長 川崎 康久	消 防 長 久永 吉人
総務課長 野津 信吾	同 次 長 藤田 正峯
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
 

議会事務局長 福島 康利 書記 山崎 一美
9. 会議録署名議員
 

6番 村上 三三郎 7番 高松 照佳
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 

「任期満了」

(2/28)	1番 中濱 堯介	6番 竹谷 実	
(4/30)	3番 齋藤 昭一	4番 遠藤 義光	8番 米澤 壽重
	9番 池田 信博	10番 福田 晃	14番 平田 文夫

「辞職」 12番 池田 一  
「選任」 1番 松新 俊典 3番 西尾 幸太郎 4番 中瀨 堯介  
6番 村上 三三郎 8番 池田 賢治 9番 安部 大助  
10番 平田 文夫 13番 米澤 壽重

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

議第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議第16号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)

議第17号 平成29年度 介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議第18号 平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)

議第19号 平成29年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第1号)

議第20号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)

(2) 議員提出議案の題目

該当なし

13. 選挙の経過

「議長」井 尻 義 教 「副議長」 米 澤 壽 重

14. 議事の経過

次ページ以下会議録参照

15. 常任委員会委員の選任

「総務消防常任委員」

平田 文夫、松新 俊典、柏原 広行、安部 大助、西尾 幸太郎

「医療介護常任委員会」

中瀨 堯介、池田 賢治、吉田 雅紀、高松 照佳、並河 孝成、  
村上 三三郎、米澤 壽重、

16. 議会運営委員会委員の選任

柏原 広行、安部 大助、中瀨 堯介、並河 孝成、平田 文夫

21. 傍聴者

2 名

議 事

○副議長(井尻 義教)

皆さんおはようございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第2回定例会が招集されましたが、議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき、ありがとうございます。

皆さん、ご承知のとおり、4月30日の隠岐の島町議会議員の任期満了に伴い、平田議長が広域連合議員を退任されましたので、ただいま議長を欠いております。新議長選出まで、副議長で議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

まず、先般行われました西ノ島町議会議員選挙・隠岐の島町議会議員選挙におきまして、みごと、ご当選を果たされ、新たに8名の隠岐広域連合議会議員として選出されました各位には、心からお慶びを申し上げます。

隠岐広域連合の発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

また、5月16日付けで島根県議会選出の「池田 一」議員から隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、副議長である私が受理しましたので、報告致します。

#### 《 開会宣告 》 号 鈴

只今より、平成29年第2回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

(本会議開会宣告 14時 32分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(本会議開議宣告 14時 32分)

本日の出席議員は先ほど報告のとおり13名の出席でございます。

12番 池田議員は欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

#### 《 仮議席の指定 》

日程第1.「仮議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました議員の仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

(1番 松新俊典、3番 西尾幸太郎、4番 中濱堯介、6番 村上三三郎、  
8番 池田賢治、9番 安部大助、10番平田文夫、14番 米澤壽重)

#### 《 議長の選挙 》

日程第2.「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長選挙の方法は、指名推選で行うことに、決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、5番、柏原議員が、指名することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、柏原議員が指名することに、決定いたしました。

柏原議員発言を願います。

○5番(柏原 広行)

隠岐広域連合議会議長に、「井尻 義教」議員を指名いたします。

○副議長(井尻 義教)

ただ今、柏原議員から不肖私、「井尻 義教」が指名されました。

お諮りします。ただいま指名されました、私「井尻 義教」を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、私「井尻 義教」が、新議長に当選しました。

一言ごあいさつを申し上げます。

○新議長(井尻 義教)

議員各位の格別のご理解によりまして、私、井尻義教が新議長に選出をされました。議員各位に感謝を申し上げたいと思います。

さて、私、平成27年5月に知夫村議会から広域連合の議員として仲間入りをさせて頂きました。縁あって副議長に推薦され、2年間平田議長の下に努めさせて頂きました。2年間副議長として目に見えるような活動はできませんでしたが、2年間努めた経験を今後にかけて活かして隠岐広域連合が果たすべき使命と新たに仲間入りされた議員と共に隠岐4カ町村の発展のため議長として真摯に受け止め、自分自身に厳しく、隠岐広域連合長をはじめ執行部の方とは和気藹々と会話のできる前向きな姿勢で臨む所存でございます。

さて、昨今の世界情勢を見ますと日をます毎に暗いニュースが報道されていますが、隠岐広域連合と致しましては世界情勢が悪化することに負けないように、より一層明るい日差しに向かって広域連合がますます発展することを願っております。

今後の議会運営につきましては、議員の皆様方のご理解をいただきながら、広域連合発展のために尽力をしていきたいと考えております。よろしくお願い致します。

簡単ではございますが議長就任のあいさつとさせていただきます。

○副議長(井尻 義教)

以上で、「議長の選挙」を終ります。  
暫時休憩いたします。

(本会議休憩宣告 14時 38分)

(議事日程 第1号の2)

《新議長・議長席へ登壇・着席》

○議長(井尻 義教)

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(会議再開宣告 14時 38分)

議員各位のご推挙によりまして、議長の重責をお引き受けいたすことになりました。

与えられた期間を精一杯努めてまいり所存でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

本会議を休憩し、全員協議会を開催いたします。

(会議閉会宣告 14時 38分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

(会議再開宣告 時 分)

○議長(井尻 義教)

それでは、議事に移ります。

追加日程を配布します。

(追加議事日程第1号の2追加1を配布)

追加日程第1・「副議長の選挙」を行います。

私が、議長の職をお受けすることになり、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会副議長に「米澤 壽重」議員を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました、「米澤 壽重」議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声を確認)

異議なしと認めます。

従って、指名されました「米澤 壽重」議員が、副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました「米澤 壽重」議員が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました「米澤 壽重」議員、登壇されまして、当選受託のご挨拶をお願いいたします。

#### ○14番(米澤 壽重)

ただいま副議長に就任致しました米澤でございます。私今回5年目の広域連合議員を迎えたところでございますが、議長を支えながら広域連合の益々の発展のために努めていきたいと考えておりますので、どうぞ皆さんのご協力もよろしくお願い致します。

#### ○議長(井尻 義教)

以上で米澤副議長のご挨拶を終わります。

#### 《議席の指定》

日程第1 「議席の指定及び一部変更」を行います。

この度、新たに選出されました「松新 俊典」議員、「西尾 幸太郎」議員、「中濱 堯介」議員、「村上 三三郎」議員、「池田 賢治」議員、「安部 大助」議員、「平田 文夫」議員、「米澤 壽重」議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することになっておりますので、ただ今ご着席のとおり指定を致します。

議長の選挙に伴い、議会会議規則第4条第2項及び第3項の規定によって、議席の一部を変更致します。

13番「井尻 義教」議員を14番議席に、14番「米澤 壽重」議員を13番議席にそれぞれ変更いたします。

議席の移動を願います。

(移動を確認)

日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長から、6番 「村

上 三三郎」議員、7番「高松 照佳」議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第3 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、5月25日の1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は5月25日の1日間と決定いたしました。

《諸般の報告》

日程第4 「諸般の報告」を行います。

任期満了に伴う議会議員選挙が、2月12日に西ノ島町、4月16日に隠岐の島町において実施され、それぞれの議会において隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、「中濱 堯介」議員、「松新 俊典」議員、「西尾 幸太郎」議員、「村上 三三郎」議員、「池田 賢治」議員、「安部 大助」議員、「平田 文夫」議員、「米澤 壽重」議員 以上の8名の方が新たに選出されました。

この度の議員選挙におきまして、みごとご当選を果たされ、隠岐広域連合議員として、選出されました各議員の皆様には、心からお慶びを申し上げます。

今後とも、隠岐広域連合発展のため、ご尽力を賜りますと共に益々のご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

その他の報告につきましては、別紙1 諸般の報告書のとおりでございますので、ご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

この際、日程調整のため、暫時休憩いたします。

(会議休憩宣告 14時 53分)

(井尻議長と米澤副議長が交代)

(議事日程第1号の2追加2を配布)

○副議長(米澤壽重)

休憩を閉じ、本会議を再開致します。

(会議再開宣告 14時 56分)

議長の一身上の件がありますので副議長によって進行を致します。

ただいまお手元に配布いたしました日程表のとおり、

追加日程第2. 議長の常任委員辞任の件から、

追加日程第5．議会運営委員の選任までの4件を日程に追加し、議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって

追加日程第2．議長の常任委員辞任の件から、

追加日程第5．議会運営委員の選任までの4件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

### 追加日程第2．議長の常任委員辞任

追加日程第3．議長の議会運営委員辞任の件の2件を一括して議題と致します。

只今 井尻議長から議会の公平性を保持したいとの理由によって、「総務消防常任委員」、「議会運営委員」を辞任したいとの申し出がありました。

地方自治法第117条の規定によって「井尻」議長の退場を求めます。

(井尻議長退場の確認)

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、議長の「総務消防常任委員」、「議会運営委員」の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許します。

(議長入室 着席)

井尻議長、ただ今全会一致をもちまして「総務消防常任委員」、「議会運営委員」の辞任が許可されました。

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 14時 59分)

(米澤副議長 と 井尻議長が交代)

### ○議長(井尻 義教)

休憩を閉じ、本会議を再開致します。

(本会議再開宣告 14時 59分)

### 《 常任委員会委員の選任 》

追加日程第3、「常任委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

常任委員の選任については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配付したとおり指名いたします。



(総務消防常任委員)

(柏原 広行、平田 文夫、安部 大助、西尾 幸太郎、松新 俊典)

(医療介護常任委員)

(米澤 壽重、中濱 堯介、吉田 雅紀、村上 三三郎、高松 照佳

池田賢治、並河孝成)

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とし、各常任委員長、副委員長の互選について協議をお願いいたします。

( 本会議休憩宣告 15時 01分 )

○議長(井尻 義教)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時 02分)

各常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を代表の方から報告をお願い致します。

最初に総務消防常任委員会

○5番(柏原 広行)

報告致します。

総務消防常任委員会

委員長「平田 文夫」議員、副委員長「松新 俊典」議員

○議長(井尻 義教)

次に医療介護常任委員会から報告を願います。

○13番(米澤 壽重)

報告致します。

医療介護常任委員会

委員長「中濱 堯介」議員、副委員長「池田 賢治」議員

○議長(井尻 義教)

以上で常任委員会の正副委員長の報告を終わります。

追加日程第5、「議会運営委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名いたします。

(柏原 広行、中濱 堯介、並河 孝成、平田 文夫、安部 大助)

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、議会運営委員については、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩とし、委員会の委員長、副委員長の互選について協議をお願いいたします。

(本会議休憩宣告 15時 04分)

○議長(井尻 義教)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時 05分)

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選の結果について報告願います。

○10番(平田 文夫)

報告致します。

議会運営委員会

委員長「柏原 広行」議員、副委員長「安部 大助」議員

○議長(井尻 義教)

以上、各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので報告を終ります。

《議案上程》

日程第5、「議案上程」の件を議題と致します。

同意第1号 隠岐広域連合監査委員(議会選出者)についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長番外」の声あり)

番外、池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

平成29年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、提案理由のご説明を申し上げます前に、ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

吹き抜ける風がなんとも心地よく感じる、緑鮮やかな季節となりましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般執行されました西ノ島町議会議員一般選挙におきまして、10名の議員各位がめでたくご当選をはたされ、中濱堯介氏、松新俊典氏の2名の方を西ノ島町議会から選出いただきました。

また隠岐の島町議会議員一般選挙におきましては、16名の議員各位がめでたくご当選をはたされ、村上三三郎氏、平田文夫氏、米澤壽重氏、池田賢治氏、西尾幸太郎氏、安部大助氏の6名の方を隠岐の島町議会から選出いただきました。

ここに改めましてお祝いを申し上げます。今後益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、「超高速船レインボージェット」について、平成28年4月から平成29年3月までの運航実績等をご報告申し上げます。予定運航数 1,000便の内、欠航数109便、延べ乗客人数10万1,152人であり、就航率89.1%となりました。これは前年度の運航状況と比較し、欠航数4便減、延べ乗客人数2,074人減、就航率0.4%の増となっております。

これまで同様、今後も関係機関一同、「安全・安心」で高い就航率を維持し、交流人口の拡大が図られますよう努力して参る所存でございます。

次に病院事業についてでございます。

後ほど各病院の補正予算案で詳細説明させていただきますが、隠岐島前病院、隠岐病院ともに、平成29年度の勤務医師は当初予算編成時と比較し、増員配置をさせていただきました。4月初旬に島根県を始め、島根大学医学部、県立中央病院・こころの医療センター・鳥取大学医学部等々にお礼のご挨拶と、引き続きの医師派遣のお願いに出向いたところでございます。

本年度の医師の増員配置に安堵することなく、引き続き、医療従事者の確保問題につきましては、全身全霊を打ち込む所存でございます。

議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜り、島前島後一丸となって問題解決を図って参りたいと存じますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお願いいたします。

同意第1号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意」につきまして、隠岐広域連合規約第16条第2項の規定に基づきまして、監査委員に「西尾幸太郎」議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願ひ致します。

#### ○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

ここで地方自治法第117条の規定によって、西尾幸太郎議員の退場を求めます。

（議員の退場を確認）

「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

日程第6 これより「採決」を行います。

同意第1号 隠岐広域連合監査委員（議会選出者）について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定致しました。

ここで、西尾幸太郎議員の入場を許可します。

(西尾議員入場を確認)

同意第1号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」は原案のとおり同意いたしましたので、ご報告いたします。

以上で同意第1号についてを終わります。

日程第7.「議案上程」の件を議題と致します。

議第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第20号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの6案件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長 番外」の声あり)

番外、池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第15号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第20号「平成29年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」までの6件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書2ページをお願いいたします。

議第15号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

育児休業等の取得要件に係る人事院規則の一部改正に伴いまして、条例中、「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情」、「育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」及び「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」について、「保育所等に入所を希望し申込みを行ったものの、入所できない場合等」の規定を加え、育児休業、育児短時間勤務の要件を拡大するものです。

施行日は、公布の日とするものでございます。

次に、議案書の3ページから4ページをお願いいたします。

議第16号 「平成29年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で職員の退職等に伴い、人件費を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ360万4千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億606万1千円とするものでございます。

次に、議案書の5ページから6ページをお願いいたします。

**議第17号「平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」**について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で職員の諸手当の変更等に伴い、人件費を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ10万3千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億3,783万8千円とするものでございます。

次に、議案書の7ページをお願いいたします。

**議第18号「平成29年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）」**について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、第1項の医業費用で、人事異動に伴い給与費を増額するものであります。

補正予算第3条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を増額するものでございます。

次に、議案書の8ページをお願いいたします。

**議第19号「平成29年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）」**について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、第1項の医業費用で、人事異動に伴い給与費を増額するものであります。

補正予算第3条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を増額するものでございます。

次に、議案書の9ページから10ページをお願いいたします。

**議第20号「平成29年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」**について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動に伴い人件費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ314万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億4,944万4千円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

**○議長（井尻 義教）**

以上で提案理由の説明を終わります。

《 一般質問 》

**日程第8** これより「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の 別紙2 通告一覧表のとおりであります。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっておりますの

で、議員・執行部におかれましてはご協力をお願い申し上げます。

それでは発言を許します。

6番 村上 三三郎 議員

○6番（村上 三三郎）

改めまして村上三三郎です。どうかよろしくお願ひ致します。

広域連合の事業は介護保険、病院、消防など多岐にわたっていますが、私は本日「介護保険の運用について」質問致します。

介護保険制度は平成12年度に施行され、国は「家族介護の解決」「社会全体で介護を支える」としていました。

しかし、現在、介護離職、老老介護が広がっています。施設への入所待ちは2～3年に及んでいます。

国民健康保険制度と介護保険制度は「日本国憲法25条」ですべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、2項で国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとの理念を実現する制度でございます。

しかし、国民健康保険制度の国庫補助は昭和59年に50%だったのが平成21年度に24.7%に減額されました。国の社会保障予算の減額により両制度の運営が困難になり、被保険者の負担増と利用阻害の原因となっています。

このような状況の下で当広域連合の施策には評価出来るものがございます。

一つは介護保険料の徴収は、11段階になっており、応能負担の原則を採用している。平成26年の前期までは8段階でしたが11段階に更に細分化して応能負担の原則を果たしていると評価しています。

また、被保険者へのアンケートを実施しニーズの把握に努めている。などがあります。

質問1

アンケートの結果を事業実施に反映された事項はどのようなものがありますか。

また、給付の適正化を図るとのことですが、不適正な給付にはどんな事例がありましたか。

質問2

介護保険制度の改正案への対応について

先日、利用料の3割負担導入などを図る改正案の審議が参議院で始まりました。当初利用料は1割負担でしたが、2015年8月から一定の所得以上の人は2割

負担になりました。法案では一定の所得以上の人を3割負担にします。

隠岐広域連合の場合は8段階から11段階に対応します。

- ① この改正案で3割負担になる人はどのくらいになりますか。
- ② 負担増で施設退所を余儀なくされると予想される人はどのくらいになると予想していますか。
- ③ 3年後要支援1・2に続き、要介護1・2を介護保険給付から外すとの国の方針に対して、事業者として介護保険事業の充実を国や県に要請する用意はありますか。
- ④ 保険料の未納や不納欠損の状況はどうなっていますか。

以上でございます。

#### ○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の「介護保険制度の運用について」のご質問にお答えいたします。

まず、最初の「アンケートの結果を事業実施に反映された事項はどのようなものがあるか、また、不適正な給付にはどんな事例があるか。」についてですが、アンケート調査から、健康作りや生きがいづくりなどの介護予防事業の充実及び買い物や通院の為の交通支援サービスの充実などの要望が多かったことから、健康・生きがいづくりを目的とした各地域のいきいきサロンの増加に繋がったものや、民間福祉タクシー事業所が充実・継続していくための支援に反映されたものがございます。

また、隠岐広域連合では、昨年、隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会を設置し、各町村福祉課・社会福祉協議会等の関係機関に加え、外部有識者を交え、人材の確保やインフォーマルサービスの充実等の検討を開始している所でございます。

不適正な給付の事例につきましては、過去にケアプラン点検を実施した際、事業所において短期間ではございますが、一部の利用者に対しケアプランを作成していないことがあり、報酬の減算対象とした事例が2件ございました。今後もこのような事例の改善を含めた介護給付適正化事業の推進を図り、集団指導及び実地指導に努めて参ります。

次に、「介護保険制度の改正案への対応について」でございます。

まず、1点目の「3割負担になる方の予想」につきましては、現在、隠岐圏域の要介護認定者のうち、2割負担の方が約60名で、要介護認定者の約3%に相当します。その中から更に3割負担になる方は、制度改正が行われていない現時点では未確定ですが、1%未満になると予想いたしております。

次に、2点目の「負担増で施設退所を余儀なくされる方の予想」につきましては、参考資料の3ページ及び5ページにありますように、介護保険制度には、高額介護サービス費と、高額医療・高額介護合算制度があり、利用者負担に上限額が設けられています。例えば、高額介護サービス費の3割負担の方の上限額は4

万4千400円となっており、それ以上の給付費にかかる負担はないため、2割負担の現在でも、それを理由に施設退所を余儀なくされる方の情報はございません。従いまして、3割負担導入後も施設退所に影響はないものと予想いたしております。

次に、3点目の「要介護1・2を介護保険給付から外すという国の方針に対する国や県への要請」につきましては、国でそのような検討がされていたとの情報はありますが、課題等も多く、昨年の秋に見送られたと認識しております。もし、仮にそのような場合になっても、要支援者と同様に地域支援事業で同様のサービスが受けられるものと考えております。

最後に、「保険料の未納や不能欠損の状況」につきましては、平成29年3月末時点で、未納額が1,347件で約830万円、不能欠損額が449件で約250万円という状況でございます。今後も引き続き、保険料の収納に努めて参りますので、ご支援・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○6番（村上 三三郎）

まだ3年先のことまで質問しまして申し訳なかったと思っています。

最後になりますが介護保険制度の解説書がありまして、その記述によりますと、その保険方式は世界では少数だと云うことでございます。保険方式をとっているのは日本、ドイツ、オランダ、韓国だけだと云うことでございます。国庫所得は税金と自治体の補助金でサービスを行っているということでございます。高齢者介護に限らず生活保護も年金、医療も自助自失の押しつけによる解約が進められ社会保障が解体の危機に貧しているというようなことをこの解説書は云っています。社会保障は自己責任と共助ではなくて憲法25条に基づく国民の権利として国の責任と負担で充実した社会保障の実現を求めるものでございます。

答弁はおりません。

#### ○議長（井尻 義教）

村上議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

#### 《 質 疑 》

日程第9 これより「質疑」を行います。

議第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

（「議長 番外」の声あり）

野津総務課長

#### ○番外（野津総務課長）

詳細説明を申し上げます。

資料2 議案に関する参考資料 1頁参照

##### （1）条例改正の概要

人事院規則の一部改正に伴い関係条文について所要の改正を行うものがございます。



地方公務員の育児休業等に関する条例の第2条では、「職員は任命権者の承認を受けて子供を養育するため、その子供が3歳に達するその日まで育児休業をすることができる。」と規定されています。

また、子供が3歳以上の場合でも「特別な事情を地方公共団体の条例で定める。」ことができれば、育児休業をすることができるかと規定されている。

## (2) 要点

①から③まではいずれも特別な事情を規定する条項でございます。

①は、育児休業を再度申し出できる規定でございます。

②については、育児休業中、育児休業の期間の延長ができる規定。

③は育児短時間勤務を再度行うことができる規定でございます。

①から③はいずれも待機児童対策と云うこととなります。待機児童対策として「保育所等に入所を希望し申込を行ったものの入所出来ない場合等」という規定を加え、特別な事情として育児休業等の要件を拡大するものでございます。

資料2の2頁～3頁が新旧対照表となっています。左側の改正後の第3条第6号が先ほど説明を致しました①の育児休業を再度申し出できる規定でございます。

第4条は②の育児休業中、育児休業の期間を延長出来る規定となります。

第8条第7号が③の育児短時間勤務を再度行うことができる規定となっております。

説明は以上でございます。

## ○議長（井尻 義教）

ただいま議第15号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

（「議長 3番」の声あり）

## ○3番（西尾 幸太郎）

条例改正の中身についてどうこうはないのですが、条例改正の育児休業の期間が現在より長くなるようになると思われますが、そうすると現場の仕事から離れる期間が長くなることとなりますので、そのあたりは職場復帰の際にフォローアップ等併せて行っていくようにしなければいけないと思いましたが、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

## ○番外（野津総務課長）

西尾議員のご質問にお答え致します。

今回の条例改正につきましては、待機児童対策と云うことでございます。現在隠岐郡内の中で待機児童の方がいらっしゃる事例は実は私は聞いておりません。

待機児童対策について今回の条例改正案で延長と云う形になりますが、これに該当する方はいらっしゃると思っております。もし取られた場合の対策は現在のところお答え出来るものはご用意をしておりません。

以上でございます。

## ○3番（西尾 幸太郎）

現在保育所に預けてすぐに仕事に復帰したい方たちだけでなく、ニーズの中で

はなるべく子供と一緒に小さい頃を過ごして、育児休業をいっぱいまで取って仕事復帰をしようという方も増えてきている部分もありますので、短い期間で保育所に隠岐の島町、島前を含めて預けられる状況があるにしても、これからの長期期間の育児休業を取られる方の現場復帰の事も多少考えていかなければいけないと思います。そのあたりをもう一度お聞かせ下さい。

○番外（野津総務課長）

再度お答え申し上げます。

国もご承知のとおり「働き方改革」等で特に子育て等には非常に予算化もされていると思っておりますので、そういう動向も見ながら関係構成団体の動向も踏まえながら広域連合も積極的に取り込んでいかなければならないと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

他にございませんか。

（「議長 8 番」の声あり）

8 番 池田議員

○8 番（池田 賢治）

今の質問の関連になりますが、国が育児休業の法律改定ということで条例改正をしているわけですが、条例改正はわかりますけれど実質として今までの育児休業の取得率はどれ位あるかと云うことと、地方創生の中でも女性が働く場の環境を如何に良くするかと云うことが問われています。島前病院では看護師さんが不足しているという中でこの育児休業を改正することによってどのような効果が現れるのかその辺の見込みについて説明を願いたい。

○番外（野津総務課長）

お答え致します。

1 点目の取得率については現在数字を持っていませんので、調べまして後ほどお答えをしたいと思います。

2 点目の質問ですが、先ほど島前病院とおっしゃられましたが、隠岐病院も一緒でございます。今回の条例改正と云うところでは、現在のところこの改正をしたからといって影響があるとは思っておりません。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので質疑なしと認めます。

以上で議第 15 号の質疑を終わります。

次に議第 16 号 平成 29 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

（「議長 番外」の声あり）

野津総務課長

○番外（野津総務課長）

議第16号について詳細説明を申し上げます。

説明の資料は、資料1 予算に関する説明書 4頁参照

歳出からご説明申し上げます。

1目一般管理費から4目仁万の里管理費まで人件費の補正となります。

共済費の変更に伴う増は、増額の要因となります。

4目の仁万の里管理費におきまして、当初予算の編成後に職員1名の退職が決定したところをごさいますて、2節 給料から19節 負担金補助及び交付金まで減額となるものでございます。全体の補正額は360万4千円を減額するものでございます。

続きまして歳入をご説明致します。2頁から3頁をご覧ください。

1款 分担金及び負担金 1目から6目までは、先ほどの歳出の各項目毎に増減があった補正額を目毎の負担率で補正するものでございます。

詳細は説明欄をご覧ください。

7款 諸収入 雑入は仁万の里派遣職員人件費負担金は減額に伴い、社会福祉法人「博愛」から納入頂く人件費の負担金も減額するものでございます。

1頁をご覧ください。

総括で歳入歳出それぞれ360万4千円を減額補正し、7億606万1千円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま議第16号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第16号の質疑を終わります。

次に議第17号 平成29年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

（「議長 番外」の声あり）

藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

同じく資料1 予算に関する説明書 12頁参照

総括は、この度は職員7名分の人件費補正のみでございます。

歳入・歳出共に10万3千円減額致しまして、予算額を34億3,783万8千円と致します。

13頁の下段、歳出をご覧ください。

一般管理費の3節 職員手当等の諸手当の変更に伴う減額が25万6千円、4

節 共済費の共済費負担率の変更に伴う増が15万3千円、差引10万3千円の減額でございます。

上段の歳入でございます。

歳出の財源でございます。分担金及び負担金 1目 介護保険事業費負担金が10万3千円の減額でございます。各構成町村の内訳については説明欄の一覧のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま議第17号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第17号の質疑を終わります。

次に議第18号 平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

（「議長番外」の声あり）

天草事務部長

○番外（天草隠岐島前病院事務部長）

資料1 予算に関する説明書 21頁参照

3条予算の支出ですが、病院事業費用を2,600万8千円増額し、予算総額を8億9,928万円とするものであります。

増額の主なものは給与費でございます。

医師、嘱託職員の増額分であります。

医師については、4月までは6名でしたが現在は8名です

医師については、資料2 11頁上段を参照下さい。

新たに来られた医師2名が夫婦で来られ奥様も医師であったため2名の増となった。

29年には自治医大の義務年限の医師が3名の予定でしたが、今回は2名となっています。8名体制が続くわけではなく、来年度以降はまた6名体制となる可能性もあります。今年度は8名体制で診療を行っています。

以上です。

○議長（井尻 義教）

ただいま議第18号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第18号の質疑を終わります。

次に議第19号 平成29年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

(「議長番外」の声あり)

齋賀総務課長

○番外(齋賀経営課長)

資料1 予算に関する説明書 22頁参照

収益的収入及び支出の支出について増額をさせて頂くものでございます。

給与費について7,093万2千円の増額を予定しております。

増額の要因としては、職員の退職・採用に伴う職員構成の変更、共済費の負担率の変更に伴う増額等でございます。もう1点大きなものと致しまして医師の4名増に伴う増額が大きなものとなっております。

補正後の予算額は、病院事業費用全体で30億9,870万8千円でございます。

医師の増員の内容については資料2 議案に関する参考資料 11頁下段参照。

当初予算では医師15名で予算編成したが、その後、医師確保の取組等から4名の増員となったところでございます。

内科については、自治医派遣2名から3名となり、独自の医師確保対策で島根大学派遣が2名から3名と協議を重ねた結果新たに1名増の派遣を受けることができました。

外科については、昨年度までいた医師が退職となり独自で1名採用しましたが、昨年までおられた医師とは手術の対応範囲の違いが多少あり、そういう関係で島根県と協議をさせていただき、外科の体制を2名で取り対応出来る範囲を拡大して行こうとする取組をとり2名体制となりました。

歯科口腔外科につきましては、これまで1名体制でしたが2名体制となりました。新たな医師はこれまで隠岐の島町の歯科診療所の勤務をしており、病院・診療所連携の強化、隠岐病院での歯科の対応範囲の拡大の取組と云うことで、今年度から隠岐病院付けで歯科診療所の対応と隠岐病院内の歯科口腔外科の対応をしていくと云うことで増員となっております。

以上のことから4名の医師の増となり、給与費の増額をさせて頂くものでございます。

以上です。

○議長(井尻 義教)

ただいま議第19号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第19号の質疑を終わります。

次に議第20号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)について

て、質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

(「議長番外」の声あり)

藤田消防次長

○番外(藤田消防次長)

資料1 予算に関する説明書 31頁参照

今回の補正は、人件費とそれにかかるものとなっています。

歳出から説明させていただきます。

1 一般管理費

2 節 給料が人事異動により12万6千円の減額。

3 節 職員手当等が人事異動により175万1千円の増額。

4 節 共済費については負担率の変更にともない157万3千円の増。人事異動に伴い2万7千円の減額、合計で154万6千円の増。

19 節 負担金及び交付金は、人事異動に伴い2万2千円の減額となっています。

補正額の合計は、314万9千円でございます。補正後の総額は5億9,347万7千円となります。

歳入については、構成団体負担金となっており、平成28年度基準財政需要額割りにて再算定となり、説明欄のと通りの負担割合であります。

以上でございます。

○議長(井尻 義教)

ただいま議第20号について説明がございました。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第20号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

《 討 論 》

日程第10 これより「討論」を行います。

「議第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、

「議第20号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)」までの6案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《 採 決 》

日程第11 これより、「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

議第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決致します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立全員であります。

よって 議第15号は原案のとおり可決されました

次に議第16号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)から議第20号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)までの5案件について、採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立全員であります。

よって 議第16号から議第20号までの5案件は原案のとおり可決されました。

以上で「採決」を終わります。

#### 《 委員会の閉会中の継続審査 》

日程第12 「委員会の閉会中の継続審査について」を議題と致します。

各常任委員長、議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりでございます。

お諮り致します。

本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定致しました。

以上で委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

日程第13 「隠岐広域連合議会議員の辞職」の件を議題と致します。

隠岐広域連合議会 会議規則第98条及び99条の規定により、島根県議会選出の池田 一議員から、隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出されています。

職員に辞職願を朗読させます。

○福島議会事務局長

隠岐広域連合議会議長 様

隠岐広域連合議会議員  
池田 一

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、平成29年5月25日をもって隠岐広域連合議会議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

辞職の内容については朗読のとおりであります。

「池田 一議員の隠岐広域連合議会議員の辞職」を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

従って、「隠岐広域連合議会議員の辞職」を許可することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 16時 08分）

（「議長番外」の挙手あり）

番外・池田広域連合長

《 閉会のあいさつ 》

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、監査委員の選任同意案をはじめ、条例改正案、各会計補正予算案の7議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

新年度を迎え、執行部も新たな体制となりました。隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと確認いたし、職員と一丸となり邁進して参ります。

議会におかれましても、議会構成が一新されました。井尻新議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（井尻 義教）

本日は、これをもって散会し、平成29年第2回隠岐広域連合議会定例会を閉



会いたします。

(会議閉会宣告 16時 10分)

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成29年            月            日

隠岐広域連合議会議長 \_\_\_\_\_

隠岐広域連合議会副議長 \_\_\_\_\_

隠岐広域連合議会副議長 \_\_\_\_\_

隠岐広域連合議会議員 \_\_\_\_\_

隠岐広域連合議会議員 \_\_\_\_\_

## 【全員協議会開催】

ただいまから全員協議会を開催いたします。

(会議開会宣告 14時 38分)

### ○議長（井尻 義教）

《自己紹介》

本議場に新たな議員をお迎え致しましたので、執行部及び議員各位の自己紹介をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に執行部から順にお願いいたします。

### ○池田広域連合長

隠岐の島町長の池田でございます。旧五箇村久見出身ではございますが、小学校2年生から西郷の方に住んでいます。どうぞよろしくお願い致します。

### ○山内副広域連合長

海士町長の山内でございます。どうぞよろしくお願い致します。

### ○升谷副広域連合長

西ノ島町長の升谷でございます。よろしくお願い致します。

### ○平木副広域連合長

知夫村長の平木でございます。よろしくお願い致します。

### ○室崎副広域連合長

隠岐支庁長の室崎でございます。昨年からは副広域連合長を努めさせて頂いております。私事ではございますが父親が海士町出身で母親が西郷町出身でございます。よろしくお願い致します。

### ○川崎事務局長

隠岐広域連合事務局長の川崎と申します。事務局長を拝命してから7年目となります。どうかよろしくお願い致します。

### ○野津総務課長

事務局総務課長を仰せつかっております野津信吾でございます。よろしくお願い致します。

### ○藤野介護保険課長

事務局介護保険課長をしております藤野と申します。よろしくお願い致します。

### ○天草島前病院事務部長

隠岐島前病院の事務部長をしております天草と申します。私西ノ島町から出向してございまして今年で5年目になります。よろしくお願い致します。

### ○齋藤隠岐病院事務部長

隠岐病院事務部長を拝命しております齋藤と申します。隠岐の島町より出向で今年4年目を迎えます。よろしくお願い致します。

### ○齋賀総務課長

隠岐病院事務部の齋賀といいます。昨年まで経営課長の荷を仰せつかっておりましたが、本年度より総務課長として業務を進めることになりました。引き続きどうぞよろしくお願い致します。

○久永消防長

本年4月1日に隠岐広域連合消防長を拝命致しました先輩方の重責を引き継いで精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。

○藤田消防次長

隠岐広域連合消防本部消防次長、総務課長兼務、4月から任されました。よろしくお願い致します。

○福島議会事務局長

議会事務局長の福島 康利といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○山崎議会事務局主幹

議会事務局の山崎です。よろしくお願い致します。

○議長（井尻 義教）

議長の井尻でございます、知夫村議会出身でございます。よろしくお願い致します。

次に1番議員からお願いいたします。ただいま着席の席からで結構でございます。

○1 番松新議員

西ノ島町から選出されました松新俊典と申します。平成21年から4年間広域連合に出ていました。是非とも広域連合の皆さんが一枚岩でいること、もっと堅固な一枚岩になって頂いて、島民の皆さんの安心安全になるようなことをいっばいやっていききたいと思っております。よろしくお願い致します。

○2 番並河議員

知夫村出身の並河孝成です。よろしくお願い致します。

○3 番西尾議員

隠岐の島町の西尾幸太郎です。西郷小学校近くの栄町に住んでいます。よろしくお願い致します。

○4 番中濱議員

西ノ島町議会からまいりました中濱です。3年目になりますがまだまだわからないことばかりですので勉強しながら役に立てるよう活動していききたいと思っております。よろしくお願い致します。

○5 番柏原議員

海士町議会の柏原です。よろしくお願い致します。

○6 番村上議員

○7 番高松議員

○8 番池田議員

○9 番安部議員

○10 番平田議員

○11 番吉田議員

○14 番米澤議員

○議長（井尻 義教）

ありがとうございました。

全員協議会を閉じ本会議を再開致します。

（会議閉会宣告 14時45分）